

令和6年第10回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和6年10月8日、午前9時30分から、市役所6階 601・602会議室において、令和6年第10回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 涌田 恵一郎

学務課長 佐藤 由美子

指導課長 長澤 慎哉

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 加藤 千佳

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第2号請願

「教科書採択の教育委員会に関する請願」

(5) 日程第5 第43号議案

「稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則」

(6) 日程第6 第44号議案

「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針(案)について」

(7) 日程第7 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和 6 年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

教 育 長 それでは、日程第 1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

 会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、白井委員にお願いいたします。

 次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

 次に、日程第 3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 稲城市の教育「イエール」の発行 9月15日号（第 2 号）について
 2 教育委員会後援名義について
 3 寄附について
 4 第 4 回 第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会について

学務課長 1 令和 6 年度 通学路合同点検の実施について
 2 令和 6 年度公立小・中学校学級編制調査について
 3 学校給食費未納者への対応について
 4 令和 6 年度児童・生徒数・学級数（9 月 1 日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 学校訪問事業について
 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 二十歳の式典関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況（8月分）について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について

- 学校給食課長
- 1 中野区立中野中学校視察について
 - 2 平尾小学校訪問について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 城山体験学習館の主な事業について
 - 4 学校との連携について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

 それでは、日程第4 第2号請願「教科書採択の教育委員会に関する請願」を議題といたします。

 本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第31条に基づき、委員会は、請願書を受理したときに、慎重かつ迅速に検討してその結果を教育長を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。

 請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。

 教育総務課長。

教育総務課長 それでは、請願ファイルの2ページ目をお開きください。請願内容につきまして、読み上げさせていただきます。

 2024年9月18日。稲城市教育委員会教育長、杉本真紀子様。

 教科書問題を考える稲城市民の会事務局。

 教科書採択の教育委員会に関する請願。

 （請願項目）

- 1 教育委員の座席は、傍聴者から発言の様子がはっきり見えるように配置してください。
- 2 教科書選択の審議は、各教科ごとに区切って審議し投票してください。
- 3 委員の発言が傍聴者に明瞭に聞こえるように調整してください。
- 4 投票は、無記名ではなく記名で（挙手等）行ってください。

- 5 投票が同数の時は教育長が決定する方法は改め、過半数になるような方法にしてください。
(請願理由)
- 1 8月6日の教育委員会では、舞台上に教育委員(横並び)と職員が対面し、そのため傍聴者からは委員の横顔(それも一部)しか見えず、一方よく見える正面には投票管理職員が位置するという配置でした。委員全員の発言の様子がはっきり見える配置にしてください。
- 2 8月6日の委員会では、各委員が全教科について評価を続けて一気に発表し、その後各教科の投票を次々行いました。これでは教科について一つ一つ各委員が互いに検討する構えにはなれません。一応意見を表明したという形だけと言えます。丁寧な審議を求めます。
- 3 8月6日の委員会では、一部の委員の発言がマイクから離れていたためか聞きずらかったです。
- 4 前回(2020年)の採択で、育鵬社について賛成意見がなかったのに1票投票されたという、不誠実な採択経過があり、2021年1月に記名投票にするよう請願しました。今回は、教育長から育鵬社を推薦する意見表明がありましたが、他の1名は不明です。いずれにしろ多数の教科書の中で、数々の問題点が指摘されている育鵬社がそれでも最も優れていると判断するならば、氏名を明らかにし各委員の責任をもって投票してください。
- 5 同数の場合に教育長が決定すると、教育長は実質2票投票することになります。採択の公平の為には、過半数、3票以上を獲得するように工夫することを求めます。
以上でございます。

教 育 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があれば、お願いいたします。

本請願につきましては、請願項目が5項目に分かれておりますので、項目ごとに審議したいと思います。

まず、請願項目1について、質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

田中委員。

田中委員 私から質問させてください。請願理由の1に、舞台上の配置について、記載がございますが、具体的にどのような配置になっていたのかを教えてください。

関連して、通常、会議室で教育委員会を開催すると思いますが、教科書採択の際に中央文化センターが会場となった理由についても、確認させていただければと思います。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 教科書採択を行う際の教育委員会の開催場所につきましては、令和２年度の採択時から、多くの方が傍聴することができるように、会場を中央文化センターホールに変更して開催しており、傍聴者を制限することなく、教育委員会の会議の透明性を確保できていると認識しております。

当日の配置につきましては、傍聴席から見て左側に教育長及び教育委員４人の机を配置し、右側に説明員７人、また、中央奥に説明員と事務局３人の机を配置いたしました。また、中央には投票箱を設置しておりました。以上です。

教 育 長 ほかに請願項目１について、質疑、ご意見等はいかがでしょうか。
上林委員。

上林委員 舞台上の配置については、どのような考え方で進めたのでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 舞台上の配置につきまして、限られたステージ上の空間の中で、会議として適切かつ効率的に運営進行できるような配置といたしました。また、公正な投開票が行われていることを傍聴者に示すように、傍聴者から一番見える場所に投票箱の配置を決めました。

教 育 長 上林委員。

上林委員 当日の会議では、傍聴者から発言する委員がどの委員か分からないような状況だったのでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 進行を担う教育長がマイクを使用し、また、発言者を呼名することにより、その都度発言者を明確にしていたということでございます。

教 育 長 ほかに請願項目１について、質疑、ご意見等はいかがでしょうか。
北川委員。

北川委員 教育委員会の会議は、少し開いた片仮名のコの字型に教育長を中心に教

育委員が座り、事務局とのやり取りをしながら進めております。中央文化センターホールの舞台は横長なので、あのような配置にならざるを得ないこともあると思います。会場の構造からの制約についてご理解いただければと思っています。

教 育 長 今のご発言はご意見ということでよろしいですか。

北川委員 はい。

教 育 長 補足しますけれど、会議室の場合にコの字型にしていますのは、私の教育長就任時点からで、話し合い形式にしたいと思いまして、丸型といいますか、このようにさせていただいた経緯がございます。基本的には話し合い形式、協議をするような形で行いたいと考えておりますけれど、中央文化センターのホールでより多くの方に傍聴していただければという考えから、教科書採択の際にはステージ上を活用しているわけです。最大限工夫した結果あのような形になっているという経緯があることを、ここで皆さんと一緒に振り返り確認させていただきたいと思います。

ほかに請願項目1について、質疑、ご意見等いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、次に進みたいと思います。
請願項目2について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。
北川委員。

北川委員 昨年度、小学校の教科書用図書の審議では、種目ごとに区切って審議していましたが、それ以前はどのような審議方法だったのでしょうか。

また、種目ごとに区切って審議していた方法を、今年度は各委員が全種目について調査研究結果を発表する方法に変更した理由は何でしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 まず、昨年度以前の審議でございますが、こちらは種目ごとに区切って審議をしておりました。また、今年度から委員ごとに各種目の考えを発言することによりまして、教科書採択について深い議論を行うことができると考えまして、変更いたしました。

以上です。

教 育 長 北川委員、いかがですか。

北川委員　　今の説明で結構です。

教 育 長　　ほかに請願項目 2 について、質疑、ご意見等はいかがでしょうか。
白井委員。

白井委員　　審議の中で、ほかの委員の発言に対して質問することができたことから、各委員の意見表明だけにとどまるものではないと考えます。今回の審議方法では、各委員が全種目についての調査研究結果を発言する方法によって、様々な教科について生徒が学ぶ状況を想定しながら判断することができたのではないかと考えております。

教 育 長　　ご意見ということでよろしいですか。

白井委員　　はい。

教 育 長　　ほかに請願項目 2 について、質疑、ご意見等はいかがでしょうか。

（ なしの声あり ）

教 育 長　　それでは、次に進みます。
請願項目 3 について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。
上林委員。

上林委員　　会場内のマイクの状況について、音量の設定はいかがでしょうか。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　会場内のマイクの音量ということでございますが、こちらについては事前にテストを行いまして、音量に不足がないことは確認しています。
また、会議進行中につきましても、適宜音量の調整を行い、また、音量が大きくなることによるハウリング等も起こさないように気をつけながら音量バランスを設定しておりました。

教 育 長　　ほかに請願項目 3 について、いかがでしょうか。
北川委員。

北川委員　　会場内の音量について、委員会中に傍聴者が聞こえやすいかどうか確認するような人員配置はしていたのでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 まず、会議前にマイクテストを行いまして、傍聴席の奥側においても音量が適切となるように音量を調整して確認をしておりました。そういったことから、委員会中は傍聴席において音量を確認するための人員は配置しておりませんでした。しかし、次回以降、加えて人員配置を行うことも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

教 育 長 ほかに請願項目3について、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、次に進みます。

請願項目4について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

白井委員。

白井委員 教育委員会規則の採決の方法に関する規定について、改めて内容の確認をさせてください。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 採決の方法に関する規定でございますが、稲城市の教育委員会会議規則第24条第1項におきまして、採決の方法は「異議の有無を問う方法」、「挙手による方法」、「投票による方法」、この三つの方法が規定されており、教育長が採決方法を定めることとされております。

また、投票による方法の場合には、同条の第2項におきまして、「投票は無記名とする。ただし、会議の議決により記名とすることができる。」と規定されています。

以上です。

教 育 長 白井委員。

白井委員 規則で定められている採決の方法により、無記名の投票としたと認識しています。私は自らの判断のもとで、その投票方法で適正に投票いたしました。

また、これまで採決全体を通して、特に問題や課題が生じたことはないのではないかと認識しています。意見です。

教 育 長 ほかに請願項目4について、いかがでしょうか。
北川委員。

北川委員 教科書採択は採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われる必要があります。採択権者が、自分がこの教科書に投票したら何か言われるのではないかというような予見によって判断が左右されるようなことも避けなければならないと思います。あの教科書に投票したのは誰だというような雰囲気には違和感があります。

ただ、議会等は公明正大に各人が責任を明らかにするため、公開投票が原則になっています。これからも様々な観点から考えていかなければならないと考えます。

教 育 長 ご意見ですか。

北川委員 はい。

教 育 長 そのほか、請願項目4につきましては、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、次に進みます。
請願項目5について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。
上林委員。

上林委員 投票が同数のときの決定方法について、法令等の規定はどのようなになっているのか確認させてください。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 同数のときの決定の方法に関する法令の規定ということでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項において、教育委員会の会議の議事は、第7項ただし書きの発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる、というように規定されております。

以上です。

教 育 長 上林委員。

- 上林委員 決定方法について、法令で定められた適正なものであることが分かりました。
- 教 育 長 ほかに請願項目5について、いかがでしょうか。
田中委員。
- 田中委員 今のご答弁された「第7項ただし書きの発議に係るものを除き」とありますが、この内容について教えていただきたいと思います。
- 教 育 長 教育総務課長。
- 教育総務課長 こちらにつきましては、「議事を非公開にする場合には、出席者の3分の2以上の多数で議決が必要である」、このような規定となっています。
- 教 育 長 田中委員。
- 田中委員 分かりました。
- 教 育 長 そのほか請願項目5については、いかがでしょうか。
北川委員。
- 北川委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項のこの内容は、可否同数の場合というように書かれていますが、教科書採択の場合は多くの教科書に投票するので、あまりないということかもしれませんけれども、5人がばらばらに1票ずつ投票するという可能性もあるんですね。その場合、2票で決まってしまうということは、少しこれから考えなければいけないと思います。意見です。
- 教 育 長 そのほか、請願項目5について、いかがでしょうか。
- （ なしの声あり ）
- 教 育 長 それでは、請願項目1から5までということで、ご意見、ご質問等いただいてまいりましたが、全体を通してまたは追加の確認、ご質問等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
- （ なしの声あり ）
- 教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

す。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。
これより、賛成意見がありましたらお願いいたします。
北川委員。

北川委員 請願項目2についてですけれども、昨年度は今年度と違う審議方法を経験しました。今年度は、各委員が全種目について調査研究結果を発言する方式でしたけれども、私も含め、各委員は全部の科目について話したのではなく、一部の教科については言及しなかったと承知しています。
また、教科書は、種目ごとの採択ですので、審議もやはり種目ごととするのが順当な審議方法だと考えます。傍聴の方にとっても、種目ごとの審議のほうが採択の観点がお分かりいただきやすいと思います。種目ごとの審議に対して、各委員が全種目について調査研究結果をまとめて発言するほうが深い論議ができる方法であるということは、私は全くわかりません。私は昨年度までの種目ごとの審議に戻していただきたいと考えます。

教 育 長 以上ですか。
北川委員。

北川委員 請願項目3について、賛成意見を申し上げます。
公開審議は、傍聴者に発言者の様子が見えることより、発言内容がしっかり聞き取れることのほうがはるかに重要と考えます。しっかり音量等を調整したことはご理解いただきたいと思いますけれども、それでも聞きづらかったというご指摘は真摯に受け止めなければならないと考えます。
通常教育委員会では、マイクを使わないため、私達もマイクには慣れておりません。今後はしっかり注意して臨みたいと思いますが、声の大小もあれば、ついマイクから離れてしまうこともあると思います。傍聴席に係を配置してすぐ合図を送るなり、迅速な対応ができるよう改善すべきだと考えます。
以上です。

教 育 長 ほかに賛成の立場からのご意見はありますか。

(なしの声あり)

教 育 長 意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。
続きまして、反対意見がありましたらお願いいたします。

（ なしの声あり ）

教 育 長 特にないようですので、これより第２号請願「教科書採択の教育委員会
に関する請願」を採決いたします。
北川委員。

北川委員 採決の方法ですけれども、項目ごとに採決をしていただきたいと考えま
すが、いかがでしょうか。

教 育 長 ただ今、北川委員より、項目ごとの採決をしてほしい旨のご意見があり
ました。それでは、ここで採決方法について、委員の皆さんにお諮りした
いと思います。本請願について、従来どおり全体を一括しての採択とする
か、項目ごとの採択とするか、その二者についてご判断いただきたいと思
います。
暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

教 育 長 再開いたします。
それでは、本請願に関する採択方法について、まず挙手を取りたいと思
います。動議を先にということですので、項目ごとに採決をすることに賛
成の方、そしてその次に全体と一緒に採決することに賛成の方、その順で
伺いたいと思います。
それでは、まず、本請願の採択方法について、項目ごとに採決をするこ
うに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手多数 ）

教 育 長 ありがとうございます。それでは、賛成多数ですので、項目ごとの採決
といたしたいと思います。
それでは、請願項目１について、教育委員の座席は傍聴者から発言の様
子がはっきり見える配置にしてくださいについて、採択することに賛成の
委員の挙手を求めます。

（ 挙手なし ）

教 育 長 挙手ありません。よって、請願項目 1 につきましては、不採択となりました。

請願項目 2、教科書採択の審議は教科ごとに区切って審議し、投票してくださいについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手少数 ）

教 育 長 挙手少数でございます。よって、請願項目 2 は、不採択となりました。
次に、請願項目 3、委員の発言が傍聴者に明瞭に聞こえるように調整してくださいについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手多数 ）

教 育 長 挙手多数です。よって、請願項目 3 は、採択となりました。
次に、請願項目 4、投票は無記名ではなく、記名で行ってくださいについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手なし ）

教 育 長 挙手ありません。よって、請願項目 4 は、不採択となりました。
請願項目 5、投票が同数のときは教育長が決定する方法は改め、過半数になるような方法にしてくださいにつきまして、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手なし ）

教 育 長 挙手ありません。よって、請願項目 5 は、不採択となりました。
暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

教 育 長 再開いたします。
よって、第 2 号請願につきましては、請願項目 3 のみ一部採択、ほかは不採択となりました。
次に、日程第 5 第 43 号議案「稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則」を議題といたします。
本案につきましては、稲城市教育委員会における「主催」「共催」「後援」の定義について規定するとともに、後援等名義使用申請に係る事務手続について規定する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。
教育総務課長。

教育総務課長

それではサイドブックス第43号議案のファイルをお開きください。

第43号議案、稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則の説明をさせていただきます。

17ページをお開きください。議案概要説明書となります。

こちらの規則ですけれども、稲城市教育委員会の後援名義使用につきましては、これまで稲城市教育委員会事業後援名義使用規則に基づいて行っておりました。

このたび、稲城市の名義を持つ市長部局におきまして、「主催」「共催」「後援」を明確に定義し、事務手続について改めることとなったことに伴い、稲城市の教育委員会の名義についても、同様に規定を改めるための改正を行うものです。

議案概要説明書の第2条関係の表をご覧ください。

これまでも規定がありました「後援」につきまして、定義を確認させていただきます。

「第三者が主催する事業について、委員会がその趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをもって支援する事業」、このように「後援」というものを位置付けております。

表の一番上「主催」ですが、こちらは「委員会が催しの開催の主体となり、自己の責任において、その催しを開催するものをいい、委員会が第三者と共同で責任を担い、共同で事業を企画運営する場合を含む」ということで、こちらは「主催」を改めて定義しております。

「共催」につきましては、「第三者が主催する事業について、委員会が事業の運営に要する経費、または物品の一部を負担し、かつ委員会事務局職員が企画運営に参画し、当該事業の実施に当たるものをいう」として、このように改めて定義しております。

なお、後援名義に関する事業の要件ですけれども、これまでの規則で規定していたものを、本規則においても引き続き規定することとしております。

後援名義の承認要件について、簡単にご説明いたします。3ページの第5条をご覧ください。

こちらにつきまして、まず（１）第１号として、事業の主催者については、アからカの団体とすることとしております。

次に、（２）第２号といたしまして、上記のイからカの団体については、事業の開催場所が東京都内、川崎市、姉妹都市、友好都市以外の場合にあっては、事務所等が稲城市、姉妹都市、友好都市にあること、ということで定めております。

次に、（３）第３号です。事業の目的及び内容が委員会の政策に合致し、その推進や市民の教育、学術、文化、スポーツ等の向上に寄与すると教育長が認めたもの、としております。

次に、第４号として、事業の性質について規定しておりますが、こちらについてはからアからコまでの規定となっております。

続いて、６ページ、第12条をご覧ください。

こちらの規定ですが、例えば、協力、協賛等、教育委員会の関与が想定される名称の使用希望があった場合には、これまで事務手続の方法の規定がありませんでしたけれども、本規則に準じて処理することと改めて規定しているものです。

なお、本規則については、11月１日から施行し、所要の経過措置を定めております。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 旧規定と比べて本質的に何か変わっているところがあるのでしょうか。「後援」の部分だけで結構です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 要件につきまして、多少、文言の変更を行っておりますが、要件自体の定義については、特に大きな変更はございません。

北川委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

（ なしの声あり ）

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第43号議案「稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第44号議案「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針（案）について」を議題といたします。

本案につきましては、本市の教育環境において、まちなみの変化や、児童・生徒数の推移状況を踏まえ、学校規模の適正化を図るため、通学区域について基本方針を定める必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長。

学務課長 タブレット資料の第44号議案をお開きください。

議案概要説明書からご説明いたしますので、資料の12ページをお開きください。

第44号議案、稲城市立学校の通学区域に関する基本方針（案）の概要について。本市では、南山東部地区をはじめとする、土地区画整理事業等の都市基盤整備や開発の進展に伴い、まちなみや道路状況の変化、児童・生徒数の変動等、子ども達を取り巻く教育環境が変化しております。

こうした状況の中、市立小中学校の教育環境を良好にするため、通学区域について基本方針を定める必要があることから、稲城市立学校適正学区等検討委員会の検討結果報告書を踏まえ、稲城市立学校の通学区域に関する基本方針を策定するものです。

内容につきましては、基本方針（案）に沿って説明させていただきます。資料の2ページまでお戻りください。表紙の後に目次が掲載されています。目次の1ページ目をご覧ください。「はじめに」では、基本方針の策定経過等について記載しております。おおむね5年ごとに「稲城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、通学区域等についての検討を行ってきております。今回につきましても、令和5年度から令和6年度にかけて検討委員会を設置し、検討委員会でのご意見を踏まえ、基本方針を策定いたしました。

「1 現状」につきましては、1ページから3ページにわたって、（1）児童・生徒数の推移、（2）学校規模の推移、（3）学校規模の現状について記載しております。

次に、3ページの下段、「2 今後の推移」をご覧ください。「今後の推移」につきましては、3ページから4ページにわたり、（1）今後の児童・生徒数の推移、（2）今後の学校規模の推移について記載しております。

これらの状況を踏まえたのが、「3 課題」です。現状の通学区域を維持した場合に想定される課題として、稲城第二小学校は将来的に普通教室が不足すること、城山小学校は児童が100人を割ること、また、稲城第六小学校はほとんどの児童の中学校区が稲城第一中学校となっている中で、

一部の児童の中学校区が稲城第四中学校となっていることがあげられます。こうした課題が予測されます。

次に、「4 通学区域の考え方」です。資料の4ページから5ページにかけて、(1)通学区域制度の基本的な考え方、(2)通学区域設定にあたっての基本的な考え方を示しております。基本的な考えですが、前回の基本方針を踏襲し、従前からの対応については変更していません。

それでは、(1)通学区域制度の基本的な考え方です。学校教育法施行令第5条第2項に基づき、稲城市公立学校学区に関する規則において、通学区域を定め、就学すべき学校を指定しております。通学上の負担軽減、安全性の確保、災害時の対応や、児童・生徒数の増減等の視点から、今後本市では、通学区域による指定校制といたします。

(2)通学区域設定にあたっての基本的な考え方は、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域とのかかわり等の視点で、総合的に判断いたします。

次に、資料の5ページから7ページにかけては、「5 通学区域の変更」について記載しています。検討委員会の報告を踏まえ、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域とのかかわりの視点で、(1)から(3)のとおり変更いたします。(1)第二小学校区から長峰小学校区又は若葉台小学校区への通学区域の変更、(2)向陽台小学校区及び第三小学校区から城山小学校区への通学区域の変更、(3)第四小学校区から第六小学校区への通学区域の変更及び第一中学校区から第四中学校区への通学区域の変更です。

この部分につきましては、別に資料をご用意いたしましたので、タブレット上の13ページ、資料1の地図において説明させていただきます。

はじめに、(1)第二小学校区、長峰小学校区、若葉台小学校区を説明いたします。①及び③の青色の斜線部分をご覧ください。この部分は第二小学校区から若葉台小学校区へ変更とした地域になります。

①の矢印は、斜線のところを指しておりますが、ここの部分につきましては上谷戸地区の若葉台一丁目、鶴川街道に隣接する若葉台二丁目該当いたします。

③の矢印が指しているのは、斜線が格子状になっている部分です。この部分については、上谷戸川以南かつ鶴川街道以北の坂浜地域を示しております。

なお、若葉台一丁目につきましては、長峰小学校を選択できる地域といたします。

次に、②の緑色の斜線部分をご覧ください。ここは、第二小学校区から長峰小学校区へ変更した地域で、上谷戸川以北かつ鶴川街道以北の坂浜地域となります。

最後に、④の青色で囲まれている部分をご覧ください。青色で囲った部

分は、東京都立若葉総合高等学校北側の現在開発が行われている地域を示しております。この部分は、基本的に第二小学校の区域ではあるけれども、若葉台小学校を選択できる地域といたします。

それでは、(2) 向陽台小学校区、第三小学校区、城山小学校区をご覧ください。

まず、①の青色の斜線部分からご説明いたします。この青色の斜線部分は、向陽台小学校区から城山小学校区へ変更する地域になります。具体的には、向陽台二丁目の地域です。城山小学校の児童数の減少に鑑み、城山小学校区といたしますが、向陽台小学校も選択できる地域といたしました。

次に、②の緑色の斜線部分をご覧ください。緑色の斜線部分は、現在の第三小学校区のうち、大丸864番地から大丸866番地まで。ここの地域につきましては、現在の通学状況を考慮しまして城山小学校といたします。ただし、第三小学校も選択できる地域といたしました。

(3) 第四小学校区、第六小学校区、第一中学校区、第四中学校区をご覧ください。

初めに、①の緑色の斜線部分です。この部分は、第四小学校区から第六小学校区へ変更した地域になります。具体的には、第六小学校区の東長沼地区を稲城大橋通りまで広げ、第四小学校区を第六小学校区へと変更いたします。

次に、②の青色の斜線部分をご覧ください。この部分は第一中学校区から第四中学校区へ変更した地域になります。具体的には、稲城長沼駅で区切られていた第四中学校区を川崎街道まで広げることといたします。

(3) の地域ですが、こちらは第六小学校から第四中学校に進む児童が少ないため、友達関係等がなかなか築きにくいといった理由で、第一中学校を希望される方が多かった地域です。検討委員会で、様々なご意見をいただいた中で、第六小学校から第四中学校に行く児童を増やし、より多くの児童が第四中学校に進むことになれば、「少ない」という問題が解決されるのではないかとといったご意見があり、このような形に策定することといたします。

それでは、タブレットの基本方針の7ページ、「6 適用開始時期」です。新学区域の適用開始時期は、令和7年4月1日といたします。

「7 経過措置の考え方」です。

(1) 経過措置の期間については、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とし、対象地域の児童・生徒の心身に影響を及ぼさないように配慮いたします。

(2) 措置期間における在校生への対応についてです。

①学区域変更前の学校に在学している児童については、卒業まで継続して就学することができる。

②学区変更対象区域に住む在学児童は、新学区の学校へ転校することができる。

③兄弟姉妹関係に配慮し、弟・妹が新学区の学校に入学するのに併せて転校することができる。

(3) 措置期間における新入学児童・生徒への対応についてです。

①兄・姉が学区変更前の学校に在学している場合は、旧学区の学校へ通学が認められる。

②兄・姉が学区変更前の学校に在宅していない場合は、新学区の学校に入学することとする。

「8 今後について」です。

市教育委員会では、おおむね5年ごとに適正学区等の検討を行うこととされていますが、国・都の施策の動向や開発の進展具合等、教育環境を取り巻く状況が大きく変化した場合は、基本方針を適宜見直すことといたします。

稲城市立学校の通学区域に関する基本方針（案）の説明は以上ですが、今後の流れについても併せてご説明いたします。

本日、教育委員会へ提出してご意見等をいただき、その後、教育長の決裁を経て策定となります。

また、令和6年10月29日に福祉文教委員会へ報告し、令和6年11月に小中学校長、保護者及び関係機関へ周知いたします。併せて、市ホームページ等にも掲載いたします。

これにより、令和7年4月、通学区域変更に伴う経過措置を開始することといたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 13ページの通学区域の変更図について、質問したいと思います。

①番の第二小学校区から若葉台小学校区への変更のところで、長峰小学校へ就学も可能と書いてあります。上谷戸地域については、これは近いですしそれは分かるんですが、南側の若葉台駅に近いような部分についても、長峰小学校への就学も可能になった理由は何でしょうか。

それからもう1点。鶴川街道より以南は基本的に二小学区というように承知しておりますけれども、④番のところですね、ここの部分だけ若葉台小学校への就学も可能になっている理由は何なのでしょう。よろしくお願いいたします。

教 育 長 学務課長。

学務課長 まず、④の若葉台小学校区へ就学も可能とした理由から説明いたします。こちらはすぐ裏に第二中学校があり、基本的に第二小学校の区域とし、第二中学校へ行ける地域としました。これを若葉台小学校のみとしてしまいますと、一部の児童が第六中学校に通うことになりますので、こういったことへの考慮、また距離的な問題、この二点から、若葉台小学校も可能とすることとしました。

若葉台小学校への道のりが舗装されている大きな道を渡っていくということもあり、こういった観点からも若葉台小学校も選択することが可能ではないかという判断をお示ししたということです。

次に、①の長峰小学校就学も可能とした地域ですが、こちらは、これまでの基本方針の中で定められており、長峰小学校に通われるお子さんもいることから、この部分は選択できるということを残したということです。

説明は以上でございます。

教 育 長 いかがですか。北川委員。

北川委員 もう一度後半部分の質問をさせていただきたいんですが。長峰小学校へ通学できる、これはその上の部分ですね。③の部分については、ここは長峰小に近いけれど、長峰小には行けないんですよね。それより遠いこの南西の部分が長峰小に就学可能になっている、その理由をもう一回説明していただきたいんです。

教 育 長 学務課長。

学務課長 これまでの基本方針等の中で定められている就学をそのまま継続して可能とする部分を含んでおりますので、長峰小学校への選択も可能としたということでございます。

以上になります。

教 育 長 北川委員。

北川委員 今就学している児童については、学区が変更されても、卒業まではいることができるんですよね。

教 育 長 学務課長。

学務課長 そのとおりでございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 それでも、なぜここだけ特別に、これからずっと長峰小に通えることになるのかが、ちょっと分からないです。

教 育 長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教 育 長 再開します。
学務課長。

学務課長 まず、この矢印が指している部分は若葉台一丁目です。この部分については、坂浜地域であった場所で、地番を変えた地域です。町名を変える際に、長峰小学校は上谷戸大橋等を渡る、渡らない、こういった議論の経緯の中で長峰小学校を選択できる学区としていた部分です。その部分については変更することなく、これまでどおり残しましょうということで、地域としては若葉台二丁目になりましたが、長峰小学校も選択できる地域とさせていただいたということでございます。

教 育 長 これまでも長峰小学校に通える地域だった、その経緯も踏まえたということですか。
学務課長。

学務課長 これまでも若葉台小学校の区域でしたが、長峰小学校にも通える地域としていた部分なので、それをそのまま長峰小学校も通えますよということを、基本方針の中にも残すということにいたしました。

教 育 長 いかがですか。
北川委員。

北川委員 もともと二小学区ですよ。そこで長峰小学校にも通っていたということですね。③のところは長峰小学校には通えなかったというところですか。全域、長峰小学校に一番近いところですけど。

教 育 長 学務課長。

学務課長 今ご質問があった①番目のところですが、一丁目のところを指し、ここ

の部分については、第五中学校の地域です。第二小学校に通っていた児童が第二中学校へ行く地域でございます。

教 育 長 今のご質問は、③のところは長峰小学校に通えていたかどうかということなので、そこについてはいかがですか。
学務課長。

学務課長 第二小学校の区域になるので、原則、長峰小学校に行くことはできません。

教 育 長 北川委員。

北川委員 もう一度確認ですが、③番の地域は、もともと長峰小学校には通えていなかった。①番はもともと長峰小学校にも通えていたから、それが残ったということよろしいですか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 そのとおりでございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 ありがとうございました。

教 育 長 ほかに質疑、ご意見いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第44号議案「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針（案）について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第44号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 報告事項です。本日の報告事項は2件です。
まず、報告事項1「第四次稲城市教育振興基本計画策定の進捗状況につ

いて」を教育総務課長より、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、サイドブックス報告事項1をお開きください。

こちらにつきまして、第三次教育振興基本計画が令和6年度に終了することから、新たに第四次の計画を策定するという事で、進捗状況を報告させていただきます。

項番1、「計画の概要」の(1)策定趣旨です。本計画ですが、本市のまちづくりの基本的理念と基本目標として掲げる「稲城市長期総合計画」及び最上位教育目標である「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」、こちらを実現するための、教育分野の総合的な計画となります。

(2)計画期間につきましては、令和7年度から11年度までの5年間。

(3)計画の位置付けですが、教育基本法第17条第2項に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけております。(4)計画範囲ですが、家庭教育、学校教育、生涯学習等を含めた全ての教育活動、こちらを計画の範囲としています。

項番2、「計画の策定経過」です。「第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会」を組織するとともに、アンケート調査を行い、以下のとおり計画の策定を進めております。

まず(1)といたしまして、策定委員会をこれまで第4回行ってまいりました。また、(2)としてアンケート調査を行いました。調査期間ですが、令和5年12月から令和6年1月まで。調査の状況ですが、四つの分類で調査を行っております。小学生の3年生から6年生、中学生の1年生から3年生。保護者については、小学校5年生と中学校2年生の保護者。また、市内在住16歳以上の市民ということでアンケート調査を行いました。配布数、回収数、回収率につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開きください。計画の総論(案)の説明となります。

こちらが表紙ですが、次のページをお開きください。「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」ということで、こちらを計画の巻頭、一番表側に掲載しています。

本年8月22日の総合教育会議におきまして、ご議論いただきましたけれども、教育大綱の一部が変更されておりますので、該当箇所の下線を引いています。

続いて、3ページをお開きください。目次となります。計画の全体構成ですが、第一編、第二編の二編構成としております。今回の総論素案につきましては、第一編の総論部分ということになります。全部で五つの章立てで計画は構成されています。

4ページをお開きください。こちらは、第1章、「計画の策定にあたって」ということで、次ページにわたりまして計画策定の背景について記載

しております。

続いて、6ページをお開きください。こちらは「計画の位置付け」ということで、イメージ図を掲載しています。

また、7ページにつきましては、「計画策定にあたっての体制」ということで、5点を記載させていただいております。

次に、8ページから14ページまでですが、こちらについては第2章ということで、「稲城市の教育を取り巻く状況」を記載しております。社会的な背景とか、国の動向、東京都の動向、また稲城市のこれまでの動向ということで、教育に関するこれまでの動向を記載しています。

続いて、15ページをお開きください。こちらについては、21ページまで、「稲城市の現状」ということで、市の人口、児童・生徒数、教育活動等のデータについてグラフを掲載しています。第三次の計画期間の1年度前ということから、記載をしております。グラフの中には、令和6年度のデータが一部表示されていないものがありますけれども、こちらは集計ができ次第掲載することとしております。

続いて、22ページをお開きください。こちらにつきましては、第3章ということで、「第三次計画の振り返りと次期計画に向けた展望」を記載しております。これまであった第三次計画の施策の柱ごとに各取り組みの状況、また測定指標の状況、アンケート結果の状況、こういったことを分析し、第三次計画の振り返りと次期計画に向けた展望ということで、40ページまで記載しています。

続いて、41ページをお開きください。こちらから、第4章ということで、「稲城市が目指す教育」について記載しています。41ページの下の方角囲みの部分ですが、こちらについては「教育目標」、次ページの42ページの四角囲み部分は「教育基本方針」の4点、また、次のページ、43ページの「施策の柱」の四角囲み部分3点につきましては、巻頭に掲載しております教育大綱と連動している部分となっています。

44ページをお開きください。こちらのうち、表の左側1列目「施策の柱」の部分、また一つ右の欄「施策の方向性」の部分、こちらについては教育大綱と連動する部分となっています。一番右側の「主な施策」の部分につきましては、本計画で策定する内容ということで掲載しています。

第三次計画から変更となった部分をご紹介します。

まず、施策の柱Ⅰの「1 家庭の教育力の向上支援」の一番右側の主な施策について、(2) 様々な家庭環境で育つ子どもたちへの支援ということで、こちらは新しく追加したものとなっております。これまで「家庭教育の支援」の主な施策ということで取り扱ってございましたけれども、新たな施策の一つとして位置付けたものとなっております。

続きまして、施策の柱Ⅱ「『未来を創造し生きぬく力』の育成の推進」の中の、「5 多様なニーズに対応した教育の推進」です。このうち(2)

多様な教育ニーズへの対応、またその下の部分、（２）学校の経営力の向上、（３）質の高い教育環境の整備につきましては、教育大綱が教育環境の整備、学校施設設備の充実というものを多様なニーズに対応した教育の推進、また、子どもたちの学びを支える教育環境の整備ということで位置付けを行ったことに伴いまして、計画においても新たに施策の位置付けを行ったものとなっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。施策の柱Ⅲ、「市民の生涯にわたる学習活動の振興」のうち、下の部分、「２ スポーツ・レクリエーション活動の振興」、こちらの中に今まで（４）として、「スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり」というものがありましたけれども、ここで改めて市長部局と施策実施のすみ分けの整理を行いまして、施策のほうは削除しています。

46ページ以降は、第２編ということで、「各論（今後策定）」を記載しています。

ファイルの１ページ目にお戻りください。項番４、「今後の予定」です。

まず、この後、令和６年11月から12月までということで、市民意見公募、また策定委員会での検討、小中学校、保育所、幼稚園に対して意見の聴取を行ってまいります。

また、翌年１月から３月までにおいて、再度計画の策定委員会で検討を行いまして、本教育委員会への報告、福祉文教委員会への報告、総合教育会議への報告をもちまして計画の決定ということで予定しております。

説明については、以上でございます。

教 育 長 以上で報告事項１「第四次稲城市教育振興基本計画策定の進捗状況について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

進捗状況ということで、ただいま教育総務課長から説明がありましたように、今後は先ほどお示ししたような予定で進めてまいります。今回は、総論部分は大方このように固めたということ、そして総論に続いて、今後、各論についても進めていくといった進捗の報告として受け止めていただき、また引き続きご意見をいただきたいと思います。

教育総務課長。

教育総務課長 １点、ご説明が不足いたしました。本総論（案）の内容ですが、この後、市議会の福祉文教委員会にも報告させていただく予定としております。

教 育 長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項２「令和６年度 全国学力・学習状況調査結果概要について」の説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 報告事項の2、「令和6年度 全国学力・学習状況調査結果概要について」をお開きください。

まず、本調査の目的についてです。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであります。

さらに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとなっております。

2番の調査の対象につきましては、稲城市の調査対象児童・生徒数は、小学校第6学年847人、中学校第3学年704人となっております。

3の調査事項につきましては、「教科に関する調査」と「質問調査」の大きく二つです。

教科に関する調査につきましては、小学校調査は、国語、算数、中学校調査は、国語、数学にて実施しております。小学校では、それぞれ45分間、中学校ではそれぞれ50分間の時間配分にて調査が実施されました。また、質問調査については、学校質問は全校に向けて実施し、児童生徒質問はタブレット端末を活用して、オンライン方式により実施いたしました。

実施日につきましては、令和6年4月18日木曜日に市内の全小・中学校において実施しております。

続きまして、次のページ、資料No.2-①をご覧ください。

こちらの表は、教科【国語】に関する調査の結果概要について、校種別に分類、区分ごとの調査結果の一覧となります。資料をご覧くださいに当たりご留意いただきたい二つの内容について、ご説明いたします。

本資料は、各年度の問題内容を綿密に調整する設計とはされておらず、年度によって出題内容が異なることから、過年度の結果を単純に比較してはおりませんが、実施レベルにおける稲城市の平均正答率と全国の平均正答率の差については、括弧内に記載いたしました。

また、調査結果の報告にあたり、学力調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、また、本調査の目的が教育指導の充実や学習状況の改善等に活用することであるという趣旨を踏まえて、本調査の結果をもって学力全体の評価を行うものではないということを申し添えさせていただきます。

こちらの表の上段の小学校国語においては、学習指導要領の内容の知識、技能における（1）言葉の特徴や使い方に関する事項、（2）情報の扱い方に関する事項、では比較的よい結果となっておりますが、公開調査から実施されました（3）我が国の言語文化に関する事項では、平均正答率は73%と全国平均を下回る等課題が見られました。

また、「思考力、判断力、表現力等」における区分で「話すこと」「聞くこと」では、比較的よい結果となっておりますが、Bの「書くこと」及びCの「読むこと」においては、全国平均と同程度です。

上段右側の「問題形式」に着目していただきますと、「選択式」また「短答式」においては、いずれも全国平均を3%以上上回っておりますが、「記述式」においては平均正答率が61.7%と全国平均を下回る等、課題が見られます。

続いて、表の下段の中学校の国語におきましては、「学習指導要領の内容」の「知識及び技能」における（3）我が国の言語文化に関する事項では、平均正答率が71%と全国平均よりも4.6%下回る等課題が見られます。一方で、「学習指導要領の内容」の「思考力、判断力、表現力等」においては、いずれも全国平均を5%以上上回る等、良好な結果となっております。

また、右側の「問題形式」においても、いずれも全国平均を上回っておりますが、特に「記述式」においては、平均正答率が52.5%と全国平均を7%上回る等、特に良好な結果が表れております。

続きまして、次のページNo.2-②をご覧ください。

こちらの表は、教科【算数・数学】に関する調査の結果概要について、校種別に分類、区分ごとの調査結果の一覧となります。

上段の小学校の算数では、「学習指導要領の領域」における区分、「数と計算」において71.4%、左から5番目の区分「データの活用」において67.2%であることから、おおむね式を日常生活に関連付けて読み取ることができていると考えられます。

また、Bの「図形」においても平均正答率が69.8%とよい結果となっております。

表の下段の中学校の数学においては、「学習指導要領の領域」における区分全てにおいて、全国平均を上回っておりますが、図形においてはほかの区分と比較すると平均正答率が低く50%を超えていない状況です。

また、「評価の観点」における「思考・判断・表現」、「問題形式」の「記述式」においては、平均正答率が36.9%と多くの生徒が正答できていない状況です。この結果は全国においても同様になっており、記述式の問題によって生徒の「思考・判断・表現」を問うということにおいて大きな課題が見られるということです。

本来、評価の観点といたしましては、「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」とともに、「学びに向かう力・人間性等」の三つがありますが、現在、国の調査では「知識及び技能」と「思考・判断・表現」を主に、都の調査でも「学びに向かう力・人間性等」のうち、特に「学びに向かう力」を中心に調査し、都と国の調査を併せて学習指導要領の趣旨に基づいた三つの資質能力を偏りなく育成できるように、調査の在り方が改

善されております。

ここまで、「学習指導要領の領域」、「評価の観点」、「問題形式」別の状況について説明いたしました。これらの「学習指導要領の領域」、「評価の観点」、「問題形式」を当市の課題に基づいて説明いたします。

それでは、続いて、次のページのNo.3をご覧ください。

上段左側のⅢ－①が「調査から読み取れる本市の課題」に対する考察となります。こちらは国語です。課題となった問題について、教科ごとの出題の趣旨の内容、無回答率、多かった誤答について、国立教育調査研究所の令和6年度全国学力・学習状況調査報告書の内容を参考にしながら説明いたします。

まず、「小学校国語」についてです。

「学習指導要領の内容 B 書くこと・問題形式 記述式」の内容です。こちらの問題番号の2二は、目的や意図に応じて、事実と感想、意見とを区別して書く等、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかをみる問題です。この問題における稲城市の無解答率は5.3%であり、全国の無解答率4.9%を上回っております。また、誤答については、事実と感想、意見とを明確に区別せずに、事実を自分の考えのように書いて、条件を満たしていないものが挙げられます。

次の二つ目の丸、「学習指導要領の内容 C 読むこと・問題形式 記述式」です。こちらの問題内容3三は、人物像や物語の全体像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりすることができるかどうかをみる問題です。この問題における稲城市の無解答率は17.1%であり、全国の無解答率12.6%及び東京都の無解答率15.7%を上回っている状況です。

また、多かった誤答につきましては、物語を読んで、心に残ったところとその理由をまとめて書くことについて、どちらか一方の条件を満たしていないものが挙げられます。

次に、「中学校国語」についてです。

Ⅲ－①の下段、「中学校 国語」をご覧ください。「学習指導要領の内容 知識及び技能 (3) 我が国の言語文化に関する事項」である問題です。こちらの問題番号4三は、行書の特徴を理解しているかどうかをみる問題です。この問題における稲城市の無解答率は2.7%であり、全国の無解答率2.3%及び東京都の無解答率2.2%を上回っております。

多かった誤答については、行書の特徴を踏まえた書き方について説明したものとして適切なものを選択できていないものがみられます。

次に、右側のⅢ－②の「教科に関する調査から読み取れる本市の課題」、算数の部分です。

まず、「小学校算数」についてです。一つ目の丸、「学習指導要領の領域 B 図形・評価の観点 知識・技能・問題形式 選択式」です。こちらの問題番号3(1)と3(2)ですが、こちらに関しては直方体の見取図

について理解し、かくことができるかどうかをみる問題です。

問題番号3(1)における稲城市の無解答率は0.8%であり、全国の無解答率0.6%を上回っている状況です。

多かった誤答については、作成途中の直方体の見取図について、辺として正しいものを選ぶことができないものがあります。

次に、問題番号3(2)は、直径の長さ、円周の長さ、円周率の関係について理解しているかどうかをみる問題です。この問題における稲城市の無解答率は1.1%であり、全国の無解答率0.8%を上回っております。

多かった誤答については、円柱の展開図について、側面の長方形の横の長さが適切なものを選ぶ問題で、直径の2倍の長さを表す解答が特に多い状況でした。

次に、「中学校数学」についてです。こちらは「学習指導要領の領域 B 図形・評価の観点 思考・判断・表現・問題形式 記述式」です。

こちらの問題番号9(1)は、筋道を立てて考え、証明することができるかどうかをみる問題です。この問題における稲城市の無解答率は21.4%になり、全国の無解答率33.6%を大きく下回ってはおりますが、それでもなお2割程度の生徒が無回答であることが分かります。

多かった誤答については、条件の2つの三角形が合同であることを証明する問題に対して、その根拠となる線分の長さが等しいことやそれぞれの角の大きさが等しいことを証明するための根拠が抜けていたり、根拠の表現が十分でなかったりすることが挙げられます。

これら、教科に関する調査から読み取れる本市の小中学校の共通の課題として、小学校・中学校の国語及び小学校の算数において、無解答率が高い問題があり、特に、小学校においては「記述式」に無解答率が高い傾向があります。小学校算数及び中学校数学においては、図形の問題に課題があると言えます。

ここまで説明した内容に関しましては、あくまで課題の一部であり、校長会をはじめとして、教師委員会の機会を通じて、学校に対して授業改善につながるよう、引き続き指導をしてまいります。

次に、No.3の下、「質問調査の結果概要について」をご覧ください。調査結果の中から、おもだったものを小学校と中学校それぞれ記載いたしました。

まず、小学校では、一つ目の二重丸、こちらが全国の平均として良好なものです。「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日まで）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」という質問においては、2時間以上勉強している児童の割合が全国より高い値になっております。

次の二重丸、「5年生までに受けた授業で、パソコン・タブレット等のICT機器を、どの程度使用しましたか」という質問においては、週3回以上と回答した児童の割合が全国や東京都より高い割合になっておりま

す。

課題があるものとして、下の三角形で示したものですが、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問では、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をした児童の割合が、東京都及び全国より低い値になっております。

続いて、中学校におきましては、一つ目の二重丸、「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」という質問では、「2時間以上勉強」している生徒の割合が、小学校と同様に全国や東京都より高い値になっております。

次の二重丸、「1、2年生のときに受けた授業で、パソコン、タブレット等のICT機器をどの程度使用しましたか」という質問では、「週3回以上」と回答した生徒の割合が小学校と同様に、全国や東京都より高い値となっております。

一方で、課題のあるものとしたしまして、小学校と同様に、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問では、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をした生徒の割合が、東京都や全国より低い値になっております。

この課題に関しましては、小・中学校の共通の課題として捉え、地域や社会とより一層関わるような体験的な活動の充実や地域社会の課題について一人ひとりの考え、行動につなげていくための学習活動の工夫等について、校長会等を通じて周知し、各学校にて指導してまいります。

以上、「教科に関する調査」の結果概要と「質問調査」の結果概要でございます。

教 育 長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教 育 長 再開します。

指導課長 続きまして、資料No.4の資料につきましては、質問調査における回答結果集計の児童生徒数の割合と平均正答数をクロス集計した結果の一覧です。

No.4、No.5が小学校6年生、No.6、No.7が中学校3年生の集計結果となります。

こちらに関しましては、小学校においては全69項目から全国の平均正答率と比較して、差が大きい14項目を抜粋しており、中学校においては全71項目から14項目を抜粋しております。内容については、細かく記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

最後に、No. 8 についてです。こちらは市の学力調査等で行った質問調査の内容と関連して、現在の稲城市の児童・生徒の状況を示す質問内容、回答であることから掲載しているものです。本市においては自己肯定感や自尊感情の育成、いじめに関する理解、SOS の出し方に関する教育の推進の観点からも参考となる資料だと認識しております。

以上、教科に関する調査や意識調査結果を基にして、各小・中学校におきましては、学校ごとに事項の調査結果を分析し、成果と課題を明らかにする等、その結果を授業改善プランに反映させております。これらの結果は学校だよりに掲載したり、ホームページへアップロードしたりする等、現在、保護者等に結果を公開しているところです。

なお、11月定例校長会で今回と同様に報告し、成果と課題を共有していただくことで、さらなる改善につなげていただきたいと思います。

以上、令和6年度全国学力・学習状況調査結果の概要についてのご報告でございます。

教 育 長 以上で、報告事項2「令和6年度 全国学力・学習状況調査結果概要について」の詳細説明が終わりました。この後の質疑についてですが、まず前半部分、特に学力を中心としたご説明がありました1ページ目、2ページ目、3ページ目、4ページ目までのところと、その後のクロス集計を含めた意識調査が掲載してあるページとを分けてお伺いしたいと思います。

それでは、まず前半部分、1ページ目から4ページ目までのところで、ご質問、またご意見等、いかがでしょうか。

北川委員。

北川委員 詳しい説明をありがとうございました。ただ、説明をお聞ききしましたが、資料を初めて見たので、できればまた次回、少し時間を作っていただければと思います。よろしくお願いします。

1点だけ。3ページ目ですけれども、小学校の一番上です。全国と比べれば良好でした。東京都と比べると、ちょっとえっというような値になっておりますが、それは全国と比較してということなので、これでよいという判断でしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 確かに北川委員のおっしゃるとおり、東京都と比較すると、こちらの割合に関しましては下回っている状況ではありますが、今回は全国と比較してということで良好として掲載したということでございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

それでは私から1点。4ページ目、先ほど指導課長が説明を加えてくださいましたが、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に対して「当てはまる」という数値が多少低いかなと認識しているところですけど、今後の教育活動を進めていく上での具体的な改善策ですとかありましたら、お願いします。

指導課長。

指導課長 こちらは、地域社会をよりよくするための具体的な学習活動の改善方法についてですけども、やはり本市の施策としても進めているE S Dの推進がカギになるというように考えております。例えば、社会科や総合的な学習の時間において地域のよさや課題について子ども達が話し合い、またよさについてはよりよくアピールしたり、課題については解決したりすること等を考えたりすることを通して、そういった学習活動を充実させることが地域や社会をよりよくするために何かしてみたいというような児童・生徒の割合を増やしていく具体的な方策ではないかと考えております。

以上でございます。

教 育 長 E S Dについて、今までも同じような考え方で実施を重ねてきていると思うんですけど、特にこういった数値の課題を目の当たりにしたところで、もう一手という何かないんでしょうか。

指導課長。

指導課長 今までそういった取り組みは各学校においても行われておりましたけれども、例えば、8月30日に行った世界こども未来会議のときに、具体的に自分たちが地域のよさや課題についていろいろと話し合っ、実行可能なものを提案していくといった、このような学習活動を充実させていくことが不十分であったのだと思いますので、そういった活動をより一層充実させていくことが大事と考えております。

教 育 長 私も、世界こども未来会議では、提案ということが子ども達の弱い部分かなということは認識いたしましたので、それを一つの方法として学校が指導支援をしていっていただきたいと思います。

それでは、5ページ目以降につきまして、ご意見等、今ここでお話できるといって範囲で結構ですので、ありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員、ご専門分野に近いかなと思います。一番終わりのページでよいところとか、いじめですとか、そういったことについての自己認識ですが、結果がこのようにありますけれど、何かコメント等をいただけますで

しょうか。急に申し訳ありません。

田中委員　私が感じたところは、No. 8、質問番号16のところの「学校に行くのは楽しいと思いますか」というところですね。回答3、4の数値が多いか、少ないかといったところでいうと、それなりの数かなと思っております。その辺はどのようなご認識なのかというところをお尋ねしたいです。

教 育 長　ありがとうございます。質問番号16の回答3、4はこういった数値だが、このことについての認識をということです。
指導課長。

指導課長　こちらの質問番号16の「学校に行くのは楽しいと思いますか」ということに関して、3、4という、ある意味否定的な回答した児童数、生徒数の割合ですけれども、例年、こちらは一定数回答しているというのが現状です。この数値が多いのか少ないのかに関しては、一概には言えないと考えておりますが、やはりこちらの3、4に回答している児童・生徒というのは、学校生活にある程度満足できていないという状況でして、こういったことが不登校につながる一つの指標になってくるのかなと思います。そういうことから、この3、4に回答している児童・生徒に対しては、学校において、より魅力ある学校づくりを推進していくことが必要だと思います。こちらの3、4に回答した内容の内訳に関しては、個々によって違うことも考えられますが、そうした児童・生徒の声に寄り添っていくことが大事ではないかと認識しています。
以上でございます。

教 育 長　ほかにいかがでしょうか。
上林委員、保護者でいらっしゃる視点から、何かご質問、コメント等がありましたらお願いします。

上林委員　田中委員と同じで、質問の14番、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に対する回答も、3番と4番が小学校、中学校ともに随分パーセントが多いという印象があります。

教 育 長　ありがとうございます。では、質問番号14について。
指導課長。

指導課長　この質問内容に関しましては、質問番号16よりも否定的な回答が多いということで、こちらに関しては学校として重く見る必要があると思います。学校においては、SOSの出し方に関する教育ということで、子ども

達にこういった相談を身近な教員や大人にできるように指導しているところですが、いまだに一定数、こういった相談をなかなかできないという児童・生徒がいることを考えると、学校ではより一層相談しやすい環境づくりを推進していく必要があるのではないかと認識しております。

以上でございます。

教 育 長 今日、この後の進行等と時間を考えますと、大変申し訳ございませんが、この件につきましては、ここで質疑を終結いたしたいと思えます。

ただ、先ほどご指摘もありましたように、こちらの資料提示のタイミング等も考えますと、やはりこの後ご覧になったところで委員の皆様にはご意見、ご質問等もあろうかと思えます。先ほど、次回、時間を取ってほしいというご要望もありましたが、そのこのところにつきましては、次回第11回定例会の全体スケジュールを見たうえで、事務局のほうで調整判断していただきたいと思います。

時間を取るの難しいということでありましたら、できるだけ早い時期に委員の皆さんにご意見をいただく。そのご意見については、議事録と同じように公表する。そして、そこでいただいたご質問についても、皆さんがいらっしゃるところで回答する。さらに前回の市の学力調査と同様に、いただいたご意見については校長会で学校につないで、教育委員会での協議における学校への助言事項としてお知らせする。そういうことで取り扱ってまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、報告事項2は、本日につきましては質疑を終結といたします。暫時休憩。

(暫時休憩)

教 育 長 再開します。
学務課長。

学務課長 先ほど、第44号議案の通学区域に関する基本方針の中で、北川委員よりご質問がありました件につきまして、修正と補足をさせていただきたいと思えます。

まず、13ページの①の「第二小学校区から」という記載の中で、※印を付して「長峰小学校へ就学も可能」としている理由についてです。

こちらは第二小学校区の検討会のほうから、大橋の下、線路橋の下の部分は長峰小学校のほうに近いということがあるので、選択ができる地域としてほしいというご意見がありました。それを踏まえ、検討結果報告書の中でもこうした報告がなされておりました。

このような市民からのご意見を踏まえた結果として、「長峰小学校への

就学も可能」ということが一つ付け加えられました。

したがって、もともとは若葉台小学校を選択できる第二小学校区ということでしたが、長峰小学校を追加した部分については市民からのご要望ということでございました。

教 育 長 北川委員。

北川委員 大橋の下が近いからということは、私もよく分かっているんです。そちらではなく、駅のほうですね。こちらは近くないです。近くないけれども、もともと長峰小学校ではなかったにもかかわらず、長峰小学校に行けるようになった理由とは何なんでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 一丁目の部分については、大橋の部分が長峰小学校に近いからということで、若葉台小学校と長峰小学校の両方を選択できる地域としてほしいというご意見を踏まえたということでございます。駅の遠いほうについては、このご意見を総合的に勘案した結果、学区の就学先として判断したということでございます。

教 育 長 いかがですか。

北川委員 あまり納得できないんですけども、結果は承知しました。

教 育 長 それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

(午前11時25分閉会)